

電波監理審議会（第969回）議事要旨

1 日 時

平成23年8月3日（水）15：00～

2 場 所

総務省会議室（10階1002会議室）

3 出席者（敬称略）

(1) 電波監理審議会委員

原島 博（会長）、前田 忠昭（会長代理）、松崎 陽子、山田 攝子、山本 隆司

(2) 電波監理審議会審理官

中道 正仁

(3) 幹事

高橋 重行（総合通信基盤局総務課課長補佐）

(4) 総務省

桜井総合通信基盤局長、吉田電波部長、田中情報流通行政局長、稲田官房審議官 他

4 議 事 模 様

(1) 電波法施行規則及び無線設備規則の各一部を改正する省令案について （諮問第22号）

(2) 周波数割当計画の一部を変更する告示案について （諮問第23号）

(1)及び(2)は関連する内容であり、一括して審議を行った結果、諮問のとおり改正及び変更することが適当との答申をした。

【内容】

他国の無線機器との相互利用を促進するため60GHz帯の特定小電力無線局で使われる周波数を拡張し、国際的に標準化された4チャンネルまで利用できるよう関連規定の整備を行うもの。

(3) 電波法施行規則の一部を改正する省令案について （諮問第24号）

審議の結果、諮問のとおり改正することが適当との答申をした。

【内容】

既存の無線局が使用しており、周波数割当計画で使用期限が定められている周波数を特定
基地局が使う場合の開設計画の認定の有効期間を定めるため、関係規定の整備を行うもの。

(4) その他

地上デジタル放送への完全移行について総務省から報告があった。

(文責：電波監理審議会事務局)